



ロゴ認証プログラムの手続き変更（詳細版）

目次

1. ロゴ認証機関を 2 社に拡大
2. 変更後の申請タイプの定義及び申請方法・認証料
3. 提出物の提出方法の変更
4. OEM 申請方法の一部変更
5. ロゴ使用許諾書の E メール送付
6. Logo Certification Guidelines Rev. 2.0 に基づく認証プログラムによる猶予期間及び申請条件

PictBridge ロゴ認証プログラムの手続き変更について

施行：2008年4月1日認証予約受け付け開始

変更内容

1. ロゴ認証機関を2社に拡大

認証申請を次の2社から選択が可能になりました。

■株式会社 システムソリューションセンターとちぎ

〒329-1233

栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺情報の森とちぎ

TEL (028) 680-2000 (代表) FAX (028) 680-2022

HP <http://www.ssct.co.jp/>

■アリオン 株式会社

〒141-0022

東京都品川区東五反田1丁目24番2号

TEL (03) 5488-7368 (代表) FAX (03) 5488-7369

HP <http://www.allion.co.jp/>

* 認証料及び申請手続きは両社とも同一です。

* Trademark Master License Agreement (TMLA) が改定になりました。既に TMLA を締結していただいているベンダーは、改定部分にご同意いただく手続きをお願い致します。

TMLA 改定について 

2. 変更後の申請タイプの定義及び申請方法・認証料

変更後		
申請タイプ	認証料(消費税・送金手数料別)	提出物
新規申請 (New)	¥300,000	申請書 テストログ
類似申請 (Similar)	¥200,000	申請書 チェックシート
追加申請 (Additional)	¥50,000	申請書 チェックシート
* どの申請においても併記機種がある場合、 チェックシート の提出が必要です。 * 変更された提出物を 赤字 で表記。		

新規申請

定義：PictBridge 機能を有する新たな製品を開発した場合に行う、一般的な申請
 申請方法：ベンダー自身でロゴ認証テストを実施し、テストログを認証機関に提出
 認証料：30 万円（消費税・送金手数料別）

類似申請

定義：新規申請または既に^{*注}認証された機種シリーズモデルや仕向け地別仕様にカスタマイズされた機種に適用
 申請方法：申請機種が類似条件を満たすことを証明する新たに設けられたチェックシートを認証機関に提出
 認証料：20 万円（消費税・送金手数料別）

説明：類似申請におけるオリジナル機種とは、基本的に新規申請する機種或いは既にロゴ認証試験を行い、ロゴ認証を受けた機種です。類似申請は、このオリジナル機種のシリーズモデルや仕向け地向けにカスタマイズされた機種に適用される申請です。類似申請は、オリジナル機種のロゴ認証取得ベンダーと同一ベンダーの機種でのみ申請することが出来ます。
 具体的にはオリジナル機種と、ロゴ認証ガイドラインに示す PictBridge 機能が同一である場合は、類似機種として申請ができます。ベンダーは類似機種のロゴ認証テストの結果が、オリジナル機種と同一であることを保証するものとします。

追加申請

定義：既に*注) 認証された機種と一定の同一条件を満たす機種を、後日追加で申請する場合に適用

申請方法：申請機種がオリジナル機種と同一条件を満たすことを証明する新たに設けられたチェックシートを認証機関に提出

認証料：5万円（消費税・送金手数料別）

併記について

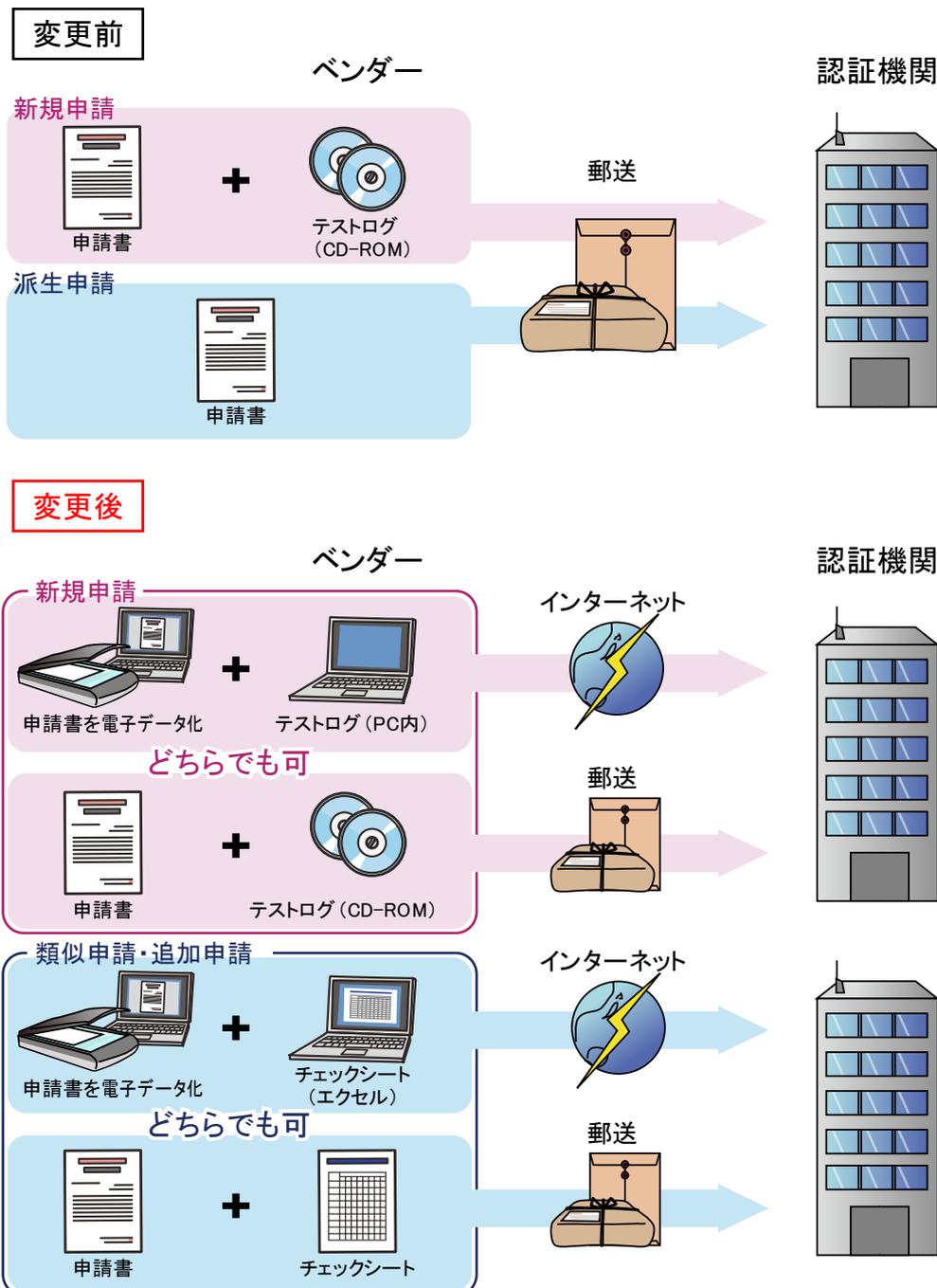
新規・類似・追加申請の際、申請機種と同一条件を満たした機種は、同時に併記して申請できます。

各申請の詳細な定義については、Logo Certifications Guidelines Rev.3.0をご参照下さい。類似申請及び追加申請はオリジナル機種のロゴ認証取得ベンダーと同一ベンダーの機種でのみ申請可能です。

*注) 既にロゴ認証を受けた機種とは、Logo Certification Guidelines Rev. 3.0に基づき認証された機種を指します。

3. 提出物の提出方法の変更

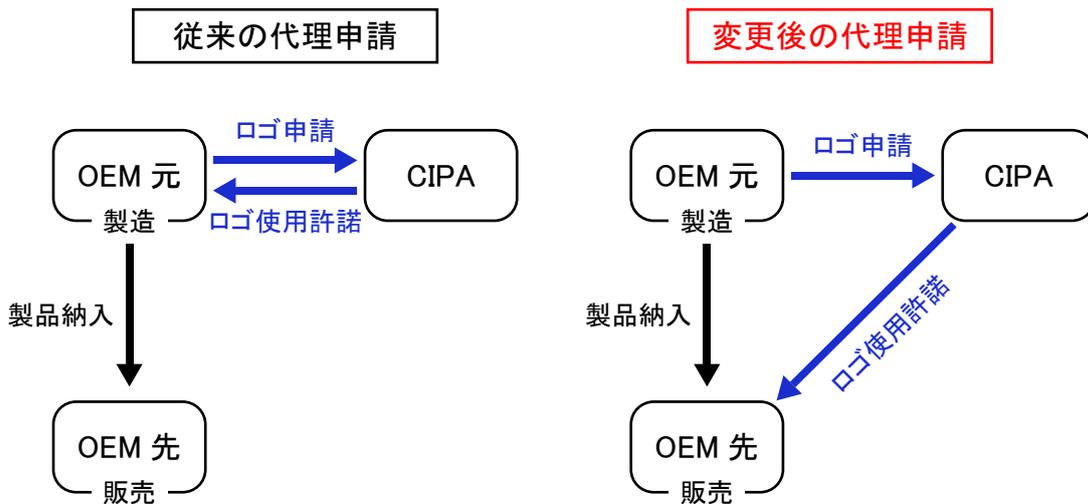
申請書類及びテストログの提出方法が変更されます。従来はテストログを CD-R に保存し、申請書類と共に認証代行会社に郵送または宅配しておりましたが、変更後の申請では、認証代行会社のホームページにアップロード画面を用意し、申請書類及びテストログを即時に提出することが可能になります。その際、申請書類で署名を頂くものについては、一度プリントして署名した後、スキャナ等でデータ化してアップロードすることになります。尚、従来通りの郵送による申請も受け付けします。



4. OEM 申請方法の一部変更

PictBridge のロゴ認証では、OEM 製品等でロゴを付与される製品の販売会社と異なる会社が認証申請を行う代理申請が認められております。
今回はその代理申請の運用について改訂致しました。

①ロゴ認証はロゴが付与される製品の販売会社に付与されます。



②認証申請で使用する TMLA（Trademark Master License Agreement）は認証を付与する OEM 先（販売会社）のものを使用します。つまり、ロゴを使用する製品を販売しようとする会社は、必ず TMLA の締結が必要であり、一方、自社ブランドでの販売を行わず、OEM 供給だけを行う会社は TMLA の締結は必要ではありません。

申請形態	OEM 元 （開発、製造会社）		OEM 先 （販売会社等）	
	OEM 元が代理申請	ACCESS ID	○	ACCESS ID
TMLA		×	TMLA	○
テストツール		△	テストツール	△
OEM 先が申請	ACCESS ID	○	ACCESS ID	○
	TMLA	×	TMLA	○
	テストツール	△	テストツール	△

※○- 必要、△- どちらかで必要、×- 無くてもかまわない
※TMLA- 「Trademark Master License Agreement」の略

③日本の携帯電話製品のように、販売者である通信事業会社と製造者の双方のブランドが製品に付されている場合は、OEM 申請とはみなさず、製造者が通常の申請を行います。

5. ロゴ使用許諾書の E メール送付

認証テスト合格後 CIPA より送付するロゴ使用許諾書（Logo Certification）を従来の郵送から PDF ファイルの E メール送付とします。オリジナル希望の場合は要求により郵送致します。

6. Logo Certification Guidelines Rev. 2.0 に基づく認証プログラムによる猶予期間及び申請条件

ロゴ認証プログラムの手続き変更は 2008 年 4 月 1 日に実施されますが、従来の申請方法についても以下の条件により受け付けます。

- ① 2009 年 3 月 31 日受け付け分までで終了予定
- ② 適用する認証機関は SSCT のみ
- ③ 申請できる製品
 - ・ 2008 年 3 月 31 日までに認証予約を受け付けた申請製品
 - ・ 2008 年 3 月 31 日までに認証済みもしくは予約受付済み製品の派生製品

より詳細な内容については、2008 年 3 月 1 日制定の Logo Certification Guidelines Rev. 3.0 をご参照ください。ダウンロードにはアクセス ID とパスワードが必要です。

[ロゴ認証ガイドラインを入手する](#)



【お問い合わせ先】

カメラ映像機器工業会 標準化事務局

E-mail : pictbridgeinfo@cipa.jp